

(仮称) 大東市立ほうじょう学園

施設整備方針策定業務委託

仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 (仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備方針策定業務委託

2. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年9月30日(火)まで

3. 整備施設概要

- (1) 名称 (仮称) 大東市立ほうじょう学園
- (2) 所在地 大東市北条2丁目19番他 地内
- (3) 整備対象
 - ・新規増築校舎、既存校舎、及び外構(運動場含む)
 - ・北条公園(学校としての利用を行う共用部分)

4. 委託業務概要

「(仮称) 大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想」(以下「基本構想」という。)、
「大東市小中学校長寿命化計画」(以下、「長寿命化計画」という。)並びに「大東市立北条中学校施設概要」(以下「施設概要」という。)を参照しながら、施設の老朽化・社会的劣化等への対策を含む新たな教育を実現すべく、教育機能の向上を目的に実施する、「(仮称) 大東市立ほうじょう学園設置工事」及びこれに附帯する工事の施設整備方針策定業務を行うものであり、この施設整備方針とは、「基本構想」で不足する内容を補完する「実施計画」の要素を加えた基本設計等(基本設計書の作成、その他資料の作成)のことである。

施設整備方針の策定にあたっては、現況調査を行った上、新規校舎の増築、既存校舎の解体範囲・改修項目、北条公園の整備方針、ローリング計画、工事工程及び粗概算工事費について検討と確定、諸官庁協議を行うことで実施計画を取りまとめ、その後に基本設計を行うものであり、本業務以降の実施設計・施工一括発注方式を見据えた設計図書(実施設計時の引継資料の作成を含む)を目的とする。

5. 設計と条件

設計と条件は「基本構想」、「長寿命化計画」、「施設概要」によるほか、下記による。

(1) 施設の条件

①耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)」による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- a. 構造体 II 類
- b. 建築非構造部材 A 類
- c. 建築設備 乙 類

②「大東市地域防災計画」に基づき、学校は指定避難所、北条公園は防災拠点として整備すること。

(2) 整備工事の条件

- a. 予定工事費 約6.7億円

- b. 予定工事期間 令和9年4月～令和11年度（継続事業）
（北条小学校は令和10年度末までに本敷地に移転を完了）
各季節休暇期間を中心に年間を通して工事を実施
- c. 学校運営及び公園利用者等への影響及び工事コストを最小限に抑えた仮設計画（工区毎の教室等の仮移転など。）に基づき工事を実施
- (3) 一部履行期限に関する条件
- ・関係者への意見聴取等に使用するための、簡易な設計図
令和6年11月29日（金）
 - ・予算要求のために必要な概算工事費、基本設計図書等、資料一式
令和7年6月30日（月）
- (4) 本業務の実施にあたり必要となる法等に基づく関係諸官庁との協議・調整及び申請手続は本業務に含まれるものとする。
- (5) 基本設計において、現況老朽化度調査・学校ヒアリング調査を行い、現況調査結果報告書（書式-1-①）及び学校要望改修項目ヒアリング調査結果報告書（書式-1-②）を作成すること。
- (6) 基本設計において、上記報告書（書式-1）の検討項目の記載項目に対し改修仕様の検討を行い、提案改修仕様・概算工事費リスト（書式-2）を作成すること。概算工事費の提出を令和7年6月30日（月）までに行うこと。
- (7) 公園所管課が行う北条公園（都市計画公園）における整備について「ほうじょう学園屋外運動場側」と「公園共用部分」について協議を行った上で、範囲・工種・工期を事業工程に納めた工期を提案すること。
- (8) 概算工事費の作成にあたってはライフサイクルコストの比較検討を行うこと。
- (9) 事業費の縮減に努めること。
- (10) 学校関係者及び発注者と十分に協議の上、学校運営への影響及び工事コストについて、複数案の比較検討を行い、これらを最小限に抑えた工事施工計画・仮設計画図・工事工程表（工区毎の教室等の仮移転（ローリング計画）等）を作成すること。
- (11) 多様な学習形態を可能とする機能的な計画とすること。
- (12) 工期短縮及び環境に配慮した設計（CASBEE-建築（新築）においてAランク相当）に努めること。
- (13) 設備改修については、国土交通省大臣官房官庁営繕設備・環境課監修「建築設備設計基準」及び「建築設備設計計算書作成の手引き」の計算方法に従い、計算根拠を作成の上、提案、設計すること。
- (14) 義務教育学校としての建築・構造・機械・電気・土木造成の設計仕様、品質の決定にあたっては必要に応じ、補足検討・助言を行い、監督職員等の承認の上決定する。
- (15) 透視図（外観6枚及び内観6枚程度（カラー））及びボリューム模型（スタイロフォーム等、1/500程度）の作成。
- (16) 劣化状況等調査
調査方法は文部科学省「公立学校の耐力度調査実施要領」に準拠し、調査位置・工程・日程については監督職員等と協議の上、承認を得ること。
調査部分に関する費用及び補修費等については受託者負担による。

(17) 石綿含有建材調査

JIS A 1481-1, 2, 3 に準拠し分析調査を実施のこと。

※外壁など仕上塗材については層別分析にて行うこと。(34 検体 計 102 サンプル)

※吹付け材については6 検体 計 18 サンプルにて分析を行うこと。

※床仕上材については2 検体 計 6 サンプルにて分析を行うこと。

※モルタル塗については6 検体 計 18 サンプルにて分析を行うこと。

※配管保温材については7 検体 計 21 サンプルにて分析を行うこと。

※成形板について9 検体 計 27 サンプルにて分析を行うこと。

※屋根防水材については1 検体 計 3 サンプルにて分析を行うこと。

※プール槽仕上材については1 検体 計 3 サンプルにて分析を行うこと。

ただし、必要がある場合、調査実施数量に応じて精算を行う。

(18) 基礎構造設計のための地盤調査・土質試験

新規増築建物については、採用可能な複数の杭形式を想定し、必要に応じた土質試験実施要領の作成、地盤調査、土質試験を行うこと。土質試験実施要領については、近隣ボーリング図を参照の上、適宜必要試験を見込むこと。

地盤調査の標準業務は4 か所程度（各本 30m 程度）で土質構成の把握、試料採取、N 値の把握等の内容を含む。土質試験の標準業務は試料採取に伴い、粒度試験、液状化の判定、圧密試験、三軸圧縮試験、孔内水平載可試験を標準業務とし、その他提案によるものとする。

(19) その他設計と条件については協議による。

(20) 供用中のため、ローリング計画図（仮設計画図を含む）の作成を行い、施設利用者、建物周辺への振動・騒音に配慮した設計とすること。

(21) 業務着手後は速やかに、監督職員等及び関係部署との十分な協議のもと、基本的な方針を明確にして業務を進めること。

(22) 各部の納まりで施工時に支障が生じないように設計図（矩計図等の詳細設計図や部分詳細図）作成時には建築の施工に携わる者・携わった者、又は、施工について見識のある者の意見等を参考に設計図作成に努めること。

(23) 市が市民等に周知を行うために必要となる資料作成の補助業務を行うこと。

想定補助業務は基本設計を行うために必要とする現地写真、設計計算根拠、画像、図面等を用いた説明資料の作成。

(24) 北条公園（学校としての利用を行う共用部分）の設計

北条公園全体の整備構想を公園所管課と調整し、学校として利用する公園共用部分の範囲設定を行った後、その共用部分にかかる基本設計を行う。また、公園共用部分の範囲設定に際して、共用部分以外が建築基準法第42条道路と接するような設計とすること。

(25) 土木造成工事の設計

(26) イニシャルコストの低減及びランニングコストの低減計画書の作成

(27) 起債、交付金等に係る図書の作成等の支援業務

図書（図面及び概算工事費内訳書等）の作成にあたっては、長寿命化改修部分と増築部分、公園（共用）部分を明確に示すこと。

- (28) 土壌汚染対策法、その他関連する法律及び条例等に基づく調査・申請
- (29) 整備計画地（学校敷地及び公園敷地）の地形測量（平面及び断面）及び既存樹木図、既存工作物リストの作成。
- (30) ワークショップ等への出席及び資料作成等支援（概ね10回程度）
- (31) 地域説明会等の開催支援業務
地域説明会等の開催に必要な資料の作成
- (32) 実施計画の作成
「基本構想」に基づき、ヒアリング等により、基本設計の着手に先立ち、基本設計に必要な与件整理（詳細な必要諸室や施設規模等の検討・整理）を行い、新規校舎の増築、既存校舎の解体範囲・改修項目、北条公園の整備方針、工事工程及び粗概算工事費算定について検討・整理を行うことで実施計画を取りまとめること。
- (33) インクルーシブ教育システムの理念を具現化する教育環境の整備に努めること。
- (34) 学校施設のZEB化推進等による脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備に努めること。
- (35) 概算工事費については、実施計画策定時に粗概算工事費（概算1）を算出し、基本設計策定時において、概算工事費（概算2）を算出すること。
また、概算1については、類似事例等の坪単価を採用するほか、特殊要因の差異を加減し工事費を算出するものとし、概算2においては、主要部位（外装、間仕切り等）についての数量算出、モデル架構による躯体数量算出、主要部材（杭、設備機器等）については参考見積徴収等により工事費算出を行うこと。
- (36) その他、本業務以降の実施設計・施工一括発注に必要と考えられる全ての業務を取りまとめること。

6. 他計画等との整合性

「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」、「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について（報告書）」（令和4年3月文部科学省公表）、「小学校施設整備指針（令和4年6月）」、「中学校施設整備指針（令和4年6月）」との整合性を図ること。

7. その他

検討・設計に必要な資料で大東市が所有しているものは貸与する。

II 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」による。同共通仕様書中の「調査職員」とあるものは「監督職員等」に読み替えるものとする。

1. 技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

◎建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

2. 監督職員等について

本事業に係る発注者支援業務（コンストラクションマネジメント業務）を、第三者（以下 C M r という。）に委託し、本事業を推進する予定である。本業務における本市職員である監督職員及び、C M r をあわせて「監督職員等」とする。本業務に関して発注者からの指示に基づき、C M r から依頼等が行われた場合には、これを発注者によるものとして対応すること。

3. 着手届等について

業務着手にあたっては速やかに、着手届、管理技術者届、資格の写し及び、経歴書、各主任技術者届、資格の写し及び経歴書、業務工程表とともに業務計画書を提出すること。業務の完了の際には、完了届、成果品引渡書を提出すること。

4. 設計業務工程表、設計業務計画書について

設計業務工程表・計画書については、監督職員等の承認を得て提出すること。

設計業務の遂行にあたっては、当該工程表・計画書を遵守すること。理由なく、工程表に記載の各期限が遵守されない場合、法令・契約に基づいた措置を講じる。

万が一、設計業務工程の変更が必要になった場合は、監督職員等の指示に従い、協議の上、承認を得て工程表を変更・提出すること。

また、業務実施にあたり設計工程の遅延等で設計技術・配員上の不足があると監督職員等が認めた場合、その指示に従い、直ちに業務計画書、履行体制を変更・提出し、不足を補う対策を講じる。なお、上記条件による全体設計工程の変更はないものとする。

5. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行すること。ただし、罹災等のやむを得ない事情があると委託者が判断した場合はこれによらない。

6. 設計業務の内容及び範囲

【建築編】

(1) 一般業務の範囲

(イ) 建築（総合） ◎ 基本設計

ア 情報収集・準備	①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁等との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 条件設定	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理 ②設計方針の設定 (i)設計理念の確立 (ii)仕様程度の設定
ウ 比較検討	①性能面からの機能の検討 ②設計理念上又は意匠上の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤仕様、使用材料、構造方式、設備方式等の総合的検討
エ 総合化	①機能配置計画の策定 ②空間構成計画の策定 ③工事費配分計画の策定 ④動線計画の策定 ⑤防災計画の策定 ⑥施設配置計画の策定 ⑦平面計画の策定 ⑧断面計画の策定 ⑨立面計画の策定 ⑩各種計画の総合調整
オ 成果図書	①仕様概要書 ②仕上概要表 ③面積表及び求積図 ④敷地案内図 ⑤配置図 ⑥平面図（各階） ⑦断面図 ⑧立面図（各階） ⑨矩計図（主要部詳細） ⑩外構計画図（学校敷地・公園敷地） ⑪既存棟改修図 ⑫既存棟解体撤去図 ⑬ローリング計画図 ⑭計画説明書 ⑮概算工事費 ⑯その他、実施設計・施工一括発注に必要な図書

(ロ) 建築（構造） ⊙ 基本設計

ア 情報収集・準備	①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査等 (i)土質関係調査資料の収集 (ii)近隣環境調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁等との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 条件設定	①設計条件の設定 (i)目的性能(建築条件)の把握 (ii)立地上その他の制約条件の整理 (iii)安全性能の設定 a 積載荷重 b 風荷重及び地震荷重 ②設計方針の設定 (i)構造計画理念の確立 (ii)仕様程度の設定
ウ 比較検討	①構造種別等の検討 ②構造方式の検討 (i)骨組方式の検討 (ii)基礎方式の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討
エ 総合化	①構造計画の策定 (i)試設計の解析 (ii)部材断面の仮定の検討 (iii)構造システムの決定 (iv)使用材料及び仕様の概略の決定 ②工事費配分計画の策定 ③設定条件への適合性の確認 ④各種計画の総合調整
オ 成果図書	①基本構造計画案 ②構造計画概要書 ③構造設計概要書(仕様概要書を含む) ④工事費内訳書 (注)上記の成果図書は、建築(総合)基本設計の成果図書の中 に含まれる場合がある。

(ハ) 電気設備 ○ 基本設計

ア 情報収集・準備	①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査等 (i)現地状況調査 (ii)電力、電話等の関連施設調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁等との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 条件設定	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理 (iii)工事予算の把握 ②設計方針の決定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理 (iii)工事予算の把握 (iv)使用機器の設置場所の設定
ウ 比較検討	①設備種別の基本方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討
エ 総合化	①内外環境計画の策定 ②各種電気設備計画の策定 ③工事費配分計画の策定
オ 成果図書	①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書（仕様概要書を含む） ③昇降機等計画説明書 ④昇降機等設計概要書（仕様概要書を含む） ⑤工事費内訳書 ⑥各種技術資料 (注)上記の成果図書は、建築（総合）基本設計の成果図書の中 に含まれる場合がある。

(二) 給排水衛生設備 ○ 基本設計

ア 情報収集・準備	①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査等 (i)現地状況調査 (ii)給水、排水、ガス等の関連施設調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁等との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ
イ 条件設定	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理 (iii)工事予算の把握 ②設計方針の決定 (i)設計理念の確立 (ii)必要設備の設定 (iii)仕様程度の設定 (iv)使用機器の設置場所の設定

ウ 比較検討	①設備種別の基本方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討
エ 総合化	①給排水衛生計画の策定 ②特殊設備計画の策定 ③工事費配分計画の策定
オ 成果図書	①給排水衛生設備計画説明書 ②給排水衛生設備設計概要書（仕様概要書を含む） ③工事費内訳書 ④各種技術資料 (注)上記の成果図書は、建築（総合）基本設計の成果図書の中 に含まれる場合がある。

(ホ) 空調換気設備 ○ 基本設計

ア 情報収集・準備	①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査等 (i)現地状況調査 (ii)空調、換気等の関連施設調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁等との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ
イ 条件設定	①設計条件の設定 (i)要求性能の確定 (ii)法令その他の制約条件の整理 (iii)工事予算の把握 ②設計方針の決定 (i)設計理念の確立 (ii)必要設備の設定 (iii)仕様程度の設定 (iv)使用機器の設置場所の設定
ウ 比較検討	①設備種別の基本方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討
エ 総合化	①内外環境計画の策定 ②空調設備計画の策定 ③換気設備計画の策定 ④特殊設備計画の策定 ⑤工事費配分計画の策定

オ 成果図書	①空調換気設備計画説明書 ②空調換気設備設計概要書（仕様概要書を含む） ③工事費内訳書 ④各種技術資料 (注)上記の成果図書は、建築（総合）基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【土木編】

(1) 一般業務の範囲

(イ) 土木 ○ 基本設計

ア 情報収集・準備	①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査等 (i)土質関係調査資料の収集 (ii)近隣環境調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁等との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ
イ 条件設定	①設計条件の設定 (i)目的性能（条件）の把握 (ii)立地上その他の制約条件の整理 (iii)安全性能の設定 ②設計方針の設定 (i)設計計画理念の確立 (ii)仕様程度の設定
ウ 比較検討	①空間構成の検討 ②設計理念上又は意匠上の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤仕様、使用材料、構造方式等の総合的検討
エ 総合化	①空間構成に関する基本方針の設定 ②景観に関する基本方針の設定 ③意匠に関する基本方針の設定 ④造成基本方針の設定 ⑤植栽基本方針の設定 ⑥供給処理設備基本方針の設定 ⑦平面計画の策定 ⑧断面計画の策定 ⑨立面計画の策定 ⑩各種計画の総合調整

オ 成果図書	①仕様概要書 ②仕上概要表 ③面積表及び求積図 ④敷地案内図 ⑤配置図 ⑥平面図 (基本設計・造成計画・施設計画・植栽計画・供給処理設備計画) ⑦断面図 ⑧主要施設の構造イメージ図 ⑨計画説明書 ⑩概算工事費
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7. 設計業務の内容及び範囲

【建築編】

(1) 一般事項

- a. 設計業務は、6.設計業務の内容及び範囲、及び適用基準等によって行う。
- b. 積算業務は、監督職員等の承諾を受けた設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 業務には、現地調査を含むものとする。
- d. 検討、種々の仕様決定については a.に基づき、監督職員等の承認により決定する。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その記録を書面に残すものとする。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員等及び管理技術者が必要と認めた時
- c. 諸官庁行政協議議事録・資料（議事録については実施設計着手時に必要となるため、協議資料として管理技術者、主任技術者の押印の上、成果品としてまとめる。）

(3) 適用基準等

関係法令のほか、次の基準等による。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 共通

- 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 (最新版)
- 官庁施設の基本的性能基準及び同解説 (最新版)

b. 建築

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） (最新版)
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） (最新版)
- 木造建築工事標準仕様書 (最新版)
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説 (最新版)
- 建築工事設計図書作成基準 建築設備工事設計図書作成基準及び同解説 (最新版)
- 敷地調査共通仕様書 (最新版)

- 建築設計基準及び同解説 (最新版)
- 建築改修設計基準及び同解説 (最新版)
- 建築構造設計基準及び同解説 (最新版)
- 建築鉄骨設計基準及び同解説 (最新版)
- 建築工事標準詳細図 (最新版)
- 擁壁設計標準図 (最新版)
- 構内舗装・排水設計基準 (最新版)
- c. 設備
 - 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） (最新版)
 - 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） (最新版)
 - 公共建築工事標準図（機械設備工事編） (最新版)
 - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） (最新版)
 - 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） (最新版)
 - 公共建築工事標準図（電気設備工事編） (最新版)
 - 建築設備計画基準 (最新版)
 - 建築設備設計基準 (最新版)
 - 建築設備設計計算書作成の手引 (最新版)
 - 排水再利用・雨水利用システム計画基準 (最新版)
- d. 積算
 - 公共建築工事積算基準 (最新版)
 - 公共建築工事内訳書標準書式 (最新版)
 - 大東市建築工事積算要領（貸与） (最新版)

(4) 貸与資料（○印の付いたもの）

次のとおりとし、貸与場所、返却場所とも、大東市教育委員会事務局 教育企画室とする。

- 施設の竣工図（紙ベース）
- 施設の確認申請図書（※必要に応じて貸与）
- 大東市建築工事積算要領
- 耐震診断報告書（北条中学校）

(5) 一部履行期限に関する条件にて指定する範囲

- ・ なし
- 関係者への意見聴取等に使用するための、簡易な設計図
 - ※提出期限を令和6年11月29日（金）とする。
- 予算要求のために必要な概算工事費、基本設計図書等、資料一式
 - ※提出期限を令和7年6月30日（月）とする。

【土木編】

(1) 一般事項

- a. 設計業務は、提示された設計と条件、及び適用基準等によって行う。

- b. 積算業務は、監督職員等の承諾を受けた設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 業務には、現地調査を含むものとする。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その記録を書面に残すものとする。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員等及び管理技術者が必要と認めた時

(3) 適用基準等

業務の実施にあたっては、本仕様書及び設計書による他、以下の法令等に準拠して実施するものとする。

- ⊙大阪府測量・調査作業及び業務委託等必携
- ⊙大阪府土木工事請負必携
- ⊙都市公園関係法令
- ⊙測量法関係法令
- ⊙作業規程の準則
- ⊙大東市都市公園条例
- ⊙大東市緑の基本計画
- ⊙その他関係法令

(4) 貸与資料（○印の付いたもの）

次のとおりとし、貸与場所、返却場所とも、大東市教育委員会事務局 教育企画室とする。

- ⊙施設の竣工図（紙ベース）
- ⊙施設の確認申請図書（※必要に応じて貸与）

(5) 一部履行期限に関する条件にて指定する範囲

- ・なし
- ⊙関係者への意見聴取等に使用するための、簡易な設計図
※提出期限を令和6年11月29日（金）とする。
- ⊙予算要求のために必要な概算工事費、基本設計図等、資料一式
※提出期限を令和7年6月30日（月）とする。

【留意事項】

受注者は、成果物の提出に際し図面の抜け・食い違い及び現地との相違等、また法令その他制約条件の読み違い、積算における違算等が無いよう十分な社内チェックを行うこと。また、本業務以降の実施設計及び施工段階においてそれらにより疑義が生じた場合は、発注者の指示に対し必要な技術的協力等を行うこと。

9. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物	原図又は原本	電子データ	複写	製本
基本設計書	各 1 部	◇想定項目については別紙1※ 下記は図面データの納品形式を指定するもの。 DXF 形式 CD-R 2枚 PDF 形式 CD-R 2枚	A3版 10部	A3版 5部
基本設計書(資料編)		◇想定項目については別紙2※ 下記は基本設計資料編と別途成果品として必要なもの。 ●概算工事費内訳書及び根拠資料 ●メーカー見積書 ●各種計算書 ●各種報告書 ●各種打合せ、関係機関協議記録		
全てのデータ(保管用) or DVD 2枚	CD	図面(オリジナル CAD データ・DXF・PDF・JWW)・RIBC2・設計資料・その他全てのデータを1枚にすること。		

※最終的な項目については設計条件と協議により決定する。

(2) 成果物の提出場所 大東市教育委員会事務局 教育企画室

(3) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る実施設計の受託業者及び工事の請負業者に貸与し、当該事業における実施設計図、施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用する。

(注)

- ・ 建築（構造）の成果物については、建築（総合）の成果物の中に入れることができる。
- ・ 設計図については適宜追加してもよい。
- ・ 図面製本の体裁は、監督職員等の指示による。
- ・ 電子データ等の提出については、本仕様書に記載の他は、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領(案)」及び「建築CAD図面作成要領(案)」による。
- ・ 図面PDFデータ（表紙のみ）、複写、製本については、設計者の印影が出るよう、原図より作成のこと。
- ・ CADデータについては、DXF、JWW及びオリジナル形式にて提出のこと。
- ・ 成果物については書類箱（イーザーキャビネット（強化型）品番 ECK-001 同等品）に格納の上、提出のこと。

10. 委託成果品社内検査報告書の提出について

委託成果品の納品時に、別紙、委託業務社内検査報告書を提出すること。

1 1. 設計審査会について

本業務は大東市都市経営部が実施する設計審査会の対象になります。
設計審査会を進めるにあたり、必要となる資料等の作成及び整理、また設計審査会への出席を求める場合があります。なお、設計変更の対象としません。

1 2. 会計検査等対応

業務完了後、本市の監査、国・府の補助金検査がある場合、資料の提出及び検査当日の立会いを求めることがあります。

基本設計書 成果品想定項目

- ・ 基本設計メインコンセプト
新規増築棟及び既存棟を含めた全体計画コンセプト
- ・ 計画概要・現況写真
- ・ 現況測量図
- ・ 外観イメージ
基本設計メインコンセプトを反映した新規増築棟及び既存棟を含めた外観イメージ
- ・ 配置計画
- ・ 各階平面計画
- ・ 立面計画
各学年普通教室・支援教室・特別教室など小中一貫教育の設えを満足させるための
基本設計仕様・品質
- ・ 水回り計画
- ・ 給食調理配膳計画
- ・ 防災計画
- ・ セキュリティ計画
- ・ ユニバーサル計画
- ・ 北条公園共用部及び学校外構計画
- ・ 植栽計画
- ・ 雨水排水計画

- ・ 構造安全性計画
構造計画概要、地盤調査に基づく基礎形式の検討

- ・ 電気設備計画
設計電気設備概要（敷設設備の網羅）

- ・ 機械設備計画
設計機械設備概要（敷設設備の網羅）

- ・ 基本設計時関連法規チェック表・チェック図
各種関連法規について実施設計で反映する事項をまとめる
- ・ 消防設備一覧表
- ・ 環境配慮計画
- ・ 仮設計画（工事車両・搬出入計画・ローリング計画）
- ・ 予定工事工程

基本設計書（資料編） 成果品想定項目

- ・ 平面比較検討プロセス、作図
- ・ 立面比較検討プロセス、作図
- ・ 外観検討比較検討プロセス（立体透視図比較検討 3 案以上）、考え方

- ・ 断熱計画
 他事例比較及び決定案
- ・ 屋内運動場配置、形状、構造比較

- ・ 屋内運動場、アリーナ利用計画
 （体育利用時、集会利用時、避難者利用時）
- ・ 舞台機構、利用計画
- ・ 家具配置計画
- ・ 外構囲障計画参考資料収集
 上記風力検討
- ・ 植栽計画図
- ・ 建築構造略伏図、略軸図、仮定断面（電算等出力図で可）
- ・ 仮定荷重表（固定荷重・積載荷重・特殊荷重）分布図等

- ・ 電気設備諸元表（下記に言及したもの）
- ・ 照明設備参考資料（参考機器品番等）
- ・ 照明参考プロット図
 各場所における照度計算（JIS 及び教室等該当室は文部科学省：学校環境衛生基準準拠）
- ・ 受変電設備単線結線図、姿図
- ・ 幹線設備図、系統図
- ・ 電話設備各姿図、系統図、プロット図
- ・ 映像音響設備各姿図、系統図、プロット図
- ・ 放送設備各姿図、系統図、プロット図
- ・ 火災報知設備各姿図、系統図、プロット図
- ・ 舞台照明各姿図、系統図、プロット図、明細表
- ・ 学校チャイム計画切替範囲図（共用、小学校用、中学校用）
- ・ 高圧受変電設備想定負荷容量計算
- ・ 照度分布計算、分布図

- ・機械設備諸元表（下記に言及したもの）
（必要換気、給排気、制御方式）
- ・空調方式コスト比較表
標準型、高効率型、ガスの熱源をベースに検討
負荷設定については基本設計時点での室ごとの馬力、熱負荷、消費電力を反映して行う
- ・給水方式の比較
- ・各室熱負荷計算資料（建築設備設計規準準拠）